

地域再生計画書本体新旧対象表

旧	新
<p>1 地域再生計画の名称 (略)</p>	<p>1 地域再生計画の名称 (略)</p>
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p>
<p>3 地域再生計画の区域 (略)</p>	<p>3 地域再生計画の区域 (略)</p>
<p>4 地域再生計画の目標 (略)</p>	<p>4 地域再生計画の目標 (略)</p>
<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 (略)</p> <p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 <u>污水处理施設整備交付金</u></p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 (略)</p> <p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 <u>污水处理施設整備交付金を活用する事業</u> <u>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u> <u>・公共下水道.....平成10年12月に事業認可</u> <u>平成16年9月に変更認可</u></p>
<p>[事業主体] <u>菊川市</u></p>	<p>[事業主体] <u>・いずれも菊川市</u></p>
<p>[施設の種類] <u>公共下水道、合併浄化槽</u></p>	<p>[施設の種類] <u>公共下水道、浄化槽(個人設置型)</u></p>
<p>[事業区域] <u>公共下水道</u> 菊川市公共下水道認可区域内の一部 <u>合併浄化槽</u> 公共下水道整備区域外の市全域</p>	<p>[事業区域] <u>公共下水道</u> 菊川市公共下水道認可区域内の一部 <u>浄化槽(個人設置型)</u> 公共下水道整備区域外の市全域</p>
<p>[事業期間] <u>公共下水道</u> 平成17年度～平成19年度 <u>合併浄化槽</u> 平成17年度～平成19年度</p>	<p>[事業期間] <u>公共下水道</u> 平成17年度～平成19年度 <u>浄化槽(個人設置型)</u> 平成17年度～平成19年度</p>
<p>[整備量] <u>公共下水道</u> 150～450 18,100m <u>合併浄化槽</u> 6～7人槽 240基 内訳 平成17年度 40基 平成18年度 100基 平成19年度 100基</p>	<p>[整備量] <u>公共下水道</u> 150～450 18,100m <u>浄化槽</u> 504基</p>
<p>なお、各施設による新規事業規模は下記の通り。</p>	<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。</p>

公共下水道 1,946人、浄化槽(個人設置型) 2,160人

[事業費]

公共下水道 1,667,400千円
(うち、単費437,400千円)
(うち、国費615,000千円)
浄化槽(個人設置型) 98,640千円
(うち、国費32,880千円)
合計 1,766,040千円
(うち、単費437,400千円)
(うち、国費647,880千円)

5-3 その他の事業

区画整理事業・住宅造成事業

・区画整理事業 区画整理事業の事業進捗に合わせて下水道施設を整備する。

・住宅造成事業 新規住宅団地または既住宅団地の新築に合わせ合併浄化槽の設置を推進する。

上記の事業を汚水処理施設交付金と併せて行うことで、効率的かつ計画的に生活污水の排出が少なくなるため、水質の向上が図られる。

6 計画期間

(略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)

[事業費]

公共下水道 事業費 1,230,000千円
(うち、交付金 615,000千円)
単独事業費 437,400千円
浄化槽(個人設置型)
事業費 169,848千円
(うち、交付金 56,616千円)
合計 事業費 1,399,848千円
(うち、交付金 671,616千円)
単独事業費 437,400千円

5-3 その他の事業

(1) 区画整理事業

区画整理事業の事業進捗に合わせて下水道施設を整備する。

(2) 住宅造成事業

新規住宅団地または既住宅団地の新築に合わせ浄化槽の設置を推進する。

上記の事業を汚水処理施設交付金と併せて行うことで、効率的かつ計画的に生活污水の排出が少なくなるため、水質の向上が図られる。

6 計画期間

(略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)